

# 倉敷市真備町の納税者の皆様へ

～「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ～

この度の平成30年7月豪雨により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

倉敷市真備町の納税者の方の、平成30年7月5日から平成30年12月24日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

**平成30年12月25日（火）** となります。

（注）相続税については、一定の要件のもと、上記にかかわらず、申告・納付等の期限が平成31年4月30日（火）となる場合があります。

平成30年分の予定納税（第一期分・第二期分）の振替納付日は、平成30年12月25日（火）となります。その他の振替納付日については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。

## ○ 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

次の制度の適用を受けることができる場合がありますので、最寄りの税務署にご相談ください。

### ① 申告・納付等の期限の延長

上記期限までに、平成30年7月豪雨による災害等により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

### ② 納税の猶予

申告は可能であっても、平成30年7月豪雨による災害等により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にご相談いただくか、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。